



保育所等訪問支援ってというのは？



A. 障がい児通所支援サービスのひとつだよ。

保育所等訪問支援は[障害児通所支援サービス](#)のうちのひとつで、[平成24年の児童福祉法改正](#)に伴って開始されたサービスなんだ。

保育所や幼稚園、[小学校](#)などで、集団の生活に適応するために専門的な支援が必要とされる子供に、専門のスタッフが直接その場に出向いて支援をするよ。

保育所などで安心して生活を送れることで、その施設の安定した利用を促していくんだね。そこでの生活を見て、子どもたちへの直接の支援やその施設の[環境設定](#)や、施設の職員に対する間接の支援、保護者への報告やアドバイスなんかを行うんだよ。

3歳児～5歳児の幼児の場合は利用料は国の無償化対策によって0円になるけど、それ以外の0～2歳児さんや小学生以上になると[利用料の1割負担](#)が発生することになるね。

ここでの「保育所」というのは、子どもが集団生活を営む施設として自治体が認めたもの、という意味だよ。

なので訪問先としては、[保育所](#)、[幼稚園](#)、[認定こども園](#)、[小学校](#)、[特別支援学校](#)、[乳児院](#)、[児童養護施設](#)などだね。

解釈によっては、[放課後等児童クラブ\(学童\)](#)やフリースクールなんかも含まれるかもしれないね。

対象として、児童が集団生活を営む施設に通う障がいがある子ども、となっているよ。

「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断するんだ。

訪問してくれる訪問支援員としては、障がい児施設などで障がいのある子どもに対する支援の経験が十分にある児童指導員や保育士、障がいの特性に応じて専門的な支援が必要な場合は専門職、が想定されているよ。

訪問する支援者は、障がいに対する相当の知識を持ち、専門的な支援の技術を有する者でないといけないんだ。

面白いところは、訪問先の施設からの利用申し込みではなくて、保護者(利用者)からの要請にしたがって訪問することなんだ。

保育所等訪問支援は、施設や学校などの教育の現場に入り込んで行う、アウトリーチ型の発達支援の事業なんだね。

子どもの状態や状況、時期なんかによって訪問の頻度は異なるんだけど、原則として月2日が利用上限日数となっているよ。

一方で、子どもが過ごす環境の設定を整えたり、周辺の支援者に対して支援をするサービスだから、比較的早くに利用が終了するものなんだ。

基本的には数か月～半年程度、長くても1年以内にサービスの利用が終わるんだよ。何年間も使うサービスではない、っていうことだね。

保育所等訪問支援は、子どもの状態や支援の効果に対して定期的な状況確認が必要になっているよ。

なので、保育所等訪問支援のサービスを利用するには、[相談支援事業所](#)による計画作成が必須となっているんだ。

大きな特徴としては、集団生活の場において困っている子どもを、その集団生活の場で支援できる、ということ。

学校と保護者との間の橋渡しをすることによって、子どもの成長や発達をより共有しやすくなるよね。

子どもが安心して安全に過ごせる環境を構築することで、教育の効果を最大限に引き出しているんだね。

[《MENU》](#)

[《適切な記録って？》](#)

[《発達支援に関する英語の用語って？》](#)

2022-07-25 掲載